

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：三条市棚田地域振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

北五百川棚田

旧森町村地域（以下「森町地域」という） ＊範囲については図1のとおり

2 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田等の保全

ア 耕作放棄の防止・削減

北五百川棚田の農地（農地面積 31.9ha、棚田面積 17.8ha）の耕作放棄率を0%とし現状を維持する。

イ 生産性・付加価値の向上

北五百川棚田のドローンを活用した栽培管理を担う組織を令和7年度に設立し、維持管理する農地 22.0ha の更なる作業効率化・省力化を図る。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

ア 棚田を活用した都市等との交流活動

北五百川棚田を活用した田植えや稲刈り等の体験事業を年間2回以上開催し、年間20人から30人以上の来訪者を誘致し、関係人口の拡大を図る。

イ 農産物の供給の促進

北五百川の棚田米を道の駅（漢学の里しただ）や直売所での販売量を5,100kgから5,600kg（500kg増）に販売促進を図る。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

ア 棚田地域の自然を活かしたイベントによる地域振興

森町地域において、マラソン大会や音楽祭、八十里越開通を機とした歴史・文化交流イベントなどの催し物を年間3回以上開催し、年間約5,640人の来訪者を5,700人以上とする。

イ 棚田地域の自然を活かした交流人口の拡大による地域振興

森町地域において、フライフィッシングやラフティング、キャンプ、登山などのアウトドアアクティビティの環境整備を進め、関係施設の利用者等が年間約5,700人を6,300人（600人増）以上とする。

3 計画期間

認定の月～令和12年3月末

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、表1に基づき実施することとする。

ア 棚田等の保全

(ア) 耕作放棄の防止・削減

- ・地域計画の実践、農地中間管理事業の推進による担い手への農地集積及び耕作放棄の防止

(イ) 生産性・付加価値の向上

- ・ドローンによる農薬散布、ラジコン草刈機による除草等のスマート農業の推進による農作業の効率化、省力化

イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

(ア) 棚田を活用した交流活動

- ・非農業者による稲刈り体験等の実施
- ・地域おこし協力隊の活動と連携した体験事業の実施

ウ 棚田を核とした棚田地域の振興

(ア) 棚田地域の自然を活かしたイベントによる地域振興

- ・しただ新緑ロードレース（マラソン大会）、リバーサイド音祭（音楽ライブ）、（仮称）八十里越フェス（歴史・文化交流イベント）等の催し物の開催、誘致

(イ) 棚田地域の自然を活かした交流人口の拡大による地域振興

- ・吉ヶ平フィッシングパークでのフライフィッシング、五十嵐川でのラフティング、八木ヶ鼻オートキャンプ場でのキャンプ、栗ヶ岳や守門岳等への登山などのアウトドアアクティビティの充実を図るための環境整備

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記（1）に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会に参加する団体及び各種事業の実施に伴って連携する専門的なノウハウを有する団体とする。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称

表2のとおり

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項

特になし